

## 第 7 市町村の円滑な事業への移行・実施に向けた取り組み

### 1 総合事業への円滑な移行 （省略）

#### （3） 総合事業のみなし指定 （改正法の規定）

- 総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成 27 年 3 月 31 日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす（改正法附則第 13 条）旨の規定を設け、市町村及び事業者の負担軽減を図っている。

<表 16：みなし指定の対応表>

既存の指定（平成 27 年 3 月 31 日）	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定（以下「みなし指定」という。）
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス（第 1 号訪問事業）に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス（第 1 号通所事業）に係る事業者の指定

※ なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施又は委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていない。

- なお、事業者がみなし指定を希望しない場合は、事業者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、総合事業の指定をみなさないこととなっている（同条ただし書）。

#### （みなし指定の有効期間）

- みなし指定の有効期間については、第 6 期事業計画期間における経過措置として、原則平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの 3 年間とする※が、市町村が平成 27 年 4 月までにその有効期間を定めた場合にはその定める期間とする予定である。

※ みなしによる総合事業の指定については、平成 27 年 4 月 1 日に受けたものとみなされることから、みなし指定の有効期間は、全国一律平成 27 年 4 月 1 日からとなる。

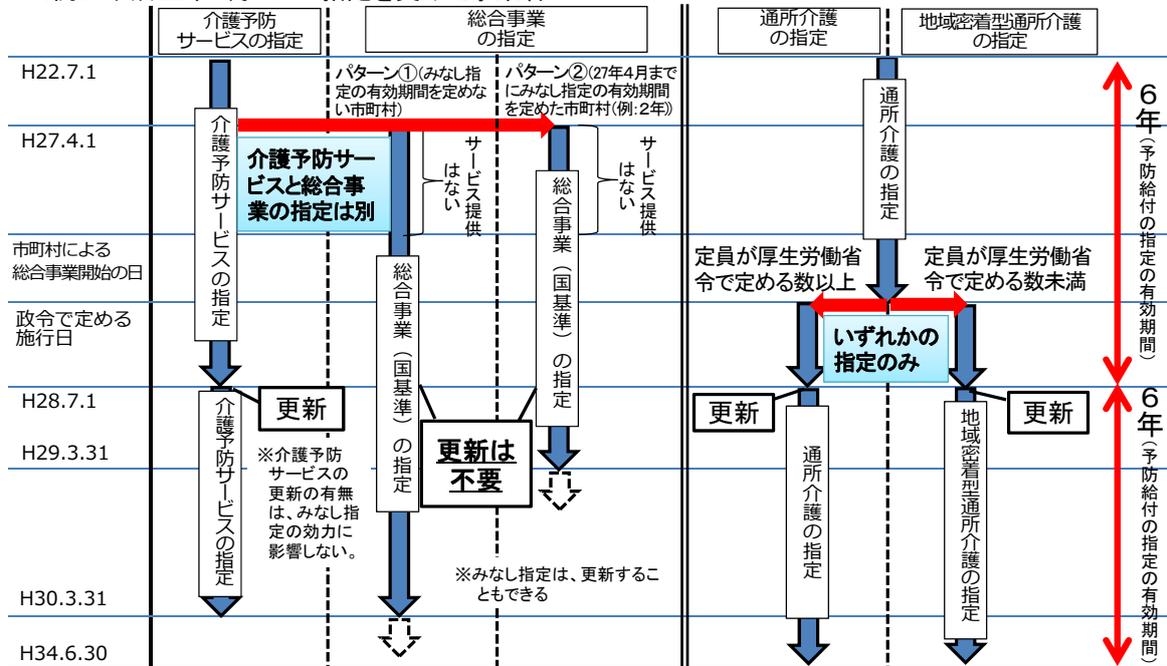
- そのため、例えば介護予防・生活支援サービスの体制整備が充実している市町村においては、例えばみなし指定の有効期間をあらかじめ 2 年と定めること等も可能である。
- なお、予防給付から総合事業への移行期間中である平成 27 年度から平成 29 年度までの間にあっては、予防給付（指定介護予防サービス事業者の指定）による指定

の効力も残るため、みなし指定について「別段の申出」しない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じる。

総合事業と地域密着型通所介護のみなし指定（現時点で検討しているもの）

- 総合事業への移行では、予防給付（介護予防サービス）と総合事業の指定が並立する。地域密着型通所介護への移行では、定員数により地域密着型通所介護か通所介護かのいずれかに移行する。
- みなし指定の有効期間は、総合事業が平成27年4月から3年間（市町村が定める場合はその期間）、地域密着型通所介護が平成28年4月までの間で政令で定める施行日から移行前の通所介護の有効期間が終了するまでとなる。

<例>平成22年7月1日に指定を受けた事業者



（みなし指定事業者の基準やサービス単価、利用者負担）

- みなし指定に係る事業者が提供するサービスの基準や報酬単価、利用者負担割合については、国が定めたものを勘案して市町村が定める。国が定める具体的な基準やサービス単価、利用者負担割合については予防給付によるものとほぼ同じ内容とする予定である（平成27年度介護報酬改定等の改定についても反映する）。
- みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月（※）以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。

※ 前述のとおり、みなし指定の有効期間を市町村独自に設定した場合には当該期間の満了日以降。

（みなし指定の効力の範囲）

- みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶ。国の定める基準等と異なる取扱いをする場合は、影響が予想される事業者、市町村等と必要な調整が行われることが適当である。

みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶことになることから、事業所が所在している市町村（A市町村）以外の市町村（B市町村）の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となる。

（留意事項）

- 総合事業を平成27年4月から実施しない市町村も想定されるところであるが、改

正法においては、そのような市町村においてもみなし指定の効力は生じる旨規定されている（改正法附則第14条第1項）。

※ 予防給付の介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者による指定については、平成27年4月以降であっても新たな指定や更新を受けることは可能である。ただし、その場合にあっては、みなし指定の対象とならない。